

外部サプライヤー管理義務

安全衛生

Barclays は、当社従業員はもとより取引業者の皆様、お客様、当行への訪問者、一般の方など、当行の事業による影響を受けるすべての方の安全衛生 (H&S) に対する明確な責任を負っていることを認識しています。

Barclays は、従業員の安全と健康を守り、労働災害や業務上疾病を防止する安全な職場環境を提供・維持し、心の健康作りを促進するよう努めています。Barclays は、現地での法令遵守は絶対要件とみなしていますが、適切と思われる場合には基本的基準を絶えず見直ししながら実践し、必要に応じて安全衛生に関する重大なリスクを低減するよう努めています。

また、Barclays の名の下で行われるすべての活動は、それぞれの法的管轄区で定められた、安全衛生に関するすべての法律および規制要件に準拠している必要があります。当社の目的は、グループ CEO が承認している「Barclays の安全衛生指針に関する決意表明」に示されています。Barclays は、安全衛生マネジメントの責任者のために構築された必須の最低基準に加えて、安全衛生リスクに対応するための管理目標を設定しました。Barclays の安全衛生に関する各指針および基準は、下記の項目が確実に履行されるよう、国際的に広く普及している安全衛生マネジメントシステムに基づき策定されています。

- Barclays のサービスを安全に提供するため、安全衛生に関するグループの基本的基準を規定した体系的な安全衛生マネジメント体制を実施する
- 安全に関する問題について、各個人がリーダーシップを発揮し、あらゆる役職の従業員が日常業務の一環として安全衛生に関する責任を確実に果たせるようにする
- 安全衛生マネジメントをサポートするため、十分なアドバイスと適切な手段を提供する
- 安全衛生に影響を与える問題について従業員と相談し、彼らが業務上のリスク管理に関わるよう奨励する
- 法が定める基準を守ることは最低限の要件であり、適切と思われる場合はより厳格な安全衛生基準を推進するよう努める
- 安全衛生に関する危険を事前に検出し、適切な管理を導入し、業務上のリスクを低減する
- それぞれの担当業務や責務に応じ、安全衛生の十分な情報、指導、トレーニング、監督をすべての従業員に対し確実に提供する
- 安全衛生の実施成績を観察して、安全衛生体制を定期的に見直し、その結果を成績の継続的な向上に役立てる
- 従業員の心身の健康を促進する

管理対象	管理内容	本件が重要である理由
<p>1. 安全衛生管理</p>	<p>サプライヤーは、活動に関連する H&S リスクを管理するための定義された安全衛生管理システムを備え、Barclays が選択した第三者機関によるサプライヤー評価プログラム(SEDEX)* により、安全衛生事前資格審査を必ず受けるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> - サプライヤーはプログラム登録から 6 ヶ月以内に、安全衛生リスク評価で「低リスク」を達成する必要があります - サプライヤーは、事前資格審査で SEDEX のリスクが「中」と評価された場合、プログラム登録から 6 ヶ月以内に「低」と評価されるよう、サプライヤーマネージャーと行動計画に合意する必要があります - サプライヤーは、事前資格審査で SEDEX のリスクが「高」と評価された場合、安全衛生監査 (SMETA) を受け、監査で指定された期限内に、是正措置をすべて完了する必要があります - サプライヤーは、契約期間中はプログラム登録を継続し、「低リスク」評価を持続する必要があります - 安全衛生リスク評価を含む SEDEX 報告書は、契約書に署名する前に Barclays に提出する必要があります <p>*英国のみ：調達における安全スキーム(SSIP)の承認プログラムへ継続的に参加しているサプライヤーの場合、サプライヤー名と正確な住所が SSIP ポータルに記載されていれば、それによって安全衛生管理能力を証明することも可能です。サプライヤーが SSIP ポータルに実際に掲載されていることが確認された場合には、リスク評価は必要なく、安全衛生管理能力は十分に証明されます。</p>	<p>Barclays は、サプライヤーがその事業活動において Barclays の従業員や顧客に危害が及ばないように、有効な安全衛生マネジメントシステムを有した、能力の高いサプライヤーのみを採用することを保証する義務があります。</p> <p>安全衛生への適切な対応が取られていることを示すため、サプライヤーは自社の安全衛生プログラムが、Barclays の安全衛生部門の基準を満たしていることを証明する必要があります。</p> <p>詳細については SSIP のリンクを参照してください： http://ssip.org.uk/members/</p>
<p>2. 安全衛生管理能力</p>	<p>サプライヤーは、事業を展開する法的管轄区内において、安全衛生に関する適切な助言と支援を受けられる手段を有している必要があります。</p> <p>サプライヤーは、業務（下請業者を含む）の安全衛生に責任を持ち、作業現場において請負業</p>	<p>サプライヤーは、安全衛生に関する責務を果たせるよう、安全衛生に関する適切な助言を得る手段を有している必要があります。</p> <p>適切な監督者とは、必要な技能、知識、経験を有し、必要に応じて法律で認められる資格を持つ、安全衛生を管理する能力を</p>

	<p>者（および下請業者）の代表として行動する、適切な監督者を任命するものとします。</p> <p>自営業者などの場合は、本人を監督官として指定することも可能です。</p>	<p>有する個人を指します。</p> <p>Barclays の期待する基本的な安全衛生基準に沿って作業が最後まで確実に行われるよう、担当する監督者は現場の全スタッフに対する責任を負い、請負業者（および下請業者）の活動を監督する役割を果たすものとします。</p>
3. トレーニング	<p>サプライヤーは、その従業員が Barclays の現場において何らかの関連業務を行う場合、その従業員が適切な能力を有していることを事前に確認するものとします。</p> <p>また、サプライヤーは、あらゆる業務について、従業員が安全衛生に関して十分な指導を受け、業務を安全に遂行するため適切な装置およびトレーニングが提供されていることを示すものとします。</p>	<p>サプライヤーは次の各項目を実現するため、安全衛生に関する情報およびトレーニングを、従業員および下請業者に提供する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康を害するリスクを負うことのない、安全な働き方を全てのスタッフが確実に理解する。 安全で健康的な働き方が全員の習慣となるような、安全衛生に対する前向きな社風を確立する。 従業員の安全衛生を守るため、法的責任を果たす。
4. 法令遵守	<p>サプライヤーは、Barclays にサービスを提供する法的管轄区内で適用される、あらゆる安全衛生関連の法律を把握する手順を有するものとします。</p> <p>サプライヤーは当該法的管轄区において適用されるあらゆる安全衛生関連の法律を遵守し、法律が求める条件に沿っていることを確認する手順を有するものとします。</p>	<p>Barclays は、事業を展開する法的管轄区内において、すべての事業活動が法的要件を確実に満たすように努めています。</p> <p>起訴を防ぐため、サプライヤーは、事業を展開する法的管轄区内の適用規制を把握し、そのような法令遵守を達成するための手順を備えるものとします。</p>
5. 業務運用管理	<p>サプライヤーは、Barclays の社内基準や適切な業界基準、各国のベストプラクティスなど、安全衛生に関するその他の要件を把握し、運用するものとします。</p>	<p>「Barclays 安全衛生業務運用に関する基本要件マニュアル」は、現地の法律の内容、または法律の有無にかかわらず、人に対する危害を防止するための基本的な水準の安全衛生管理措置があることを保証するために作成されました。</p> <p>Barclays の基本的な基準を超える法的要件がある場合、サプライヤーはこれを遵守し、基本的な基準を常に上回るよう努める必要があります。</p>

<p>6. 作業安全システム</p>	<p>サプライヤーおよびその下請業者は、実施するすべての業務が、必ず各作業に固有のリスク評価と実施計画書に基づいて行われることを確認するものとします。</p> <p>各作業に個別のリスク評価により、(i) その作業および作業を行う現場環境に関連した危険とリスクを特定し、(ii) それらの危険を解消または低減するための安全管理措置を確立するものとします。</p> <p>実施計画書には、その作業を安全に完了させる方法を記載し、リスク評価に詳述されている作業の管理対策を含めるものとします。実施計画書には最低限、下記の項目を記載するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 作業実施方法の段階的な概要説明 • 運用手段の詳細（道具、消火器など）および/または必要な労働力 • 作業予定期間、現場責任者および連絡先 • 絶縁が必要なあらゆるもの（電気系統、火災報知器、警報器など） • 必要な特定の個人用防護具 • 必要な許認可 • 廃棄物処理に関する考察事項 • 緊急時対応 	<p>作業安全システムは、人への危害を防ぎ、安全衛生管理を継続的に実施する手段を確保するため、危険を特定し作業作業方法を具体化する、全体的な作業実施の結果として生じるプロセスであるため、これを実施する必要があります。</p> <p>作業を開始する前に、作業者は関連したリスク評価や実施計画書、および必要な管理対策を熟知している必要があります。</p> <p>繰り返し行われる業務の場合、作業ごとのリスク評価および実施計画書は汎用的なもので構いませんが、作業実施現場および環境は作業開始前に考慮しておく必要があります。</p>
<p>7. 下請業者管理</p>	<p>サプライヤーには、自らが選定した下請業者が作業を完了させる能力を有し、正式な安全衛生管理対策を備えていることを確認する責任があります。サプライヤーは、採用した下請業者が適切な安全衛生対策を備えていることを確認するため、正式な事前資格審査を実施するものとします。</p> <p>また、サプライヤーは、下請業者が導入している安全衛生管理に関する現在の実施成績を監督し、適切な実施証拠書類が保持されていることを確認するものとします。</p> <p>*注: サプライヤーが一次請けの下請業者を採用している場合、すなわち下請業者がサプライヤーに代わってすべての業務を遂行する場合、下記ようになります。</p> <p>- この下請業者に代わって、安全衛生その他の該当の SCO を実施する必要があります。</p>	<p>元請業者が Barclays に対するサービスの提供に下請業者を使う必要がある場合、一次請けの下請業者は、下請業者が安全衛生に対するリスクを発生させることなく、その業務を安全に実施するための十分な技能、知識を有し、安全衛生への適切な対応（パークレイズの基準を満たす）を取っていることを確認する責任を負います。</p>
<p>8. 検査</p>	<p>Barclays の敷地内で実施される業務については、サプライヤーの作業分野または業務について定期的な安全衛生検査を実施し、実施状況、材料、作業の質を確認し、すべての検査を記録し、文書化するものとします。また、改善の余地が発見された場合は、適切に対処されたことを記載し、記</p>	<p>法律および Barclays が定める要件を継続的に遵守するには、サプライヤーが自らの業務をチェックすることで、一定の保証レベルを維持することが重要です。</p>

	録に Barclays がアクセスできるようにしておく必要があります。	Barclays は、検査報告書が正確であることを確認するために、サプライヤーの業務について管理監督を強化します。
9. 事故報告	<p>Barclays の敷地内で発生したあらゆる事故、事件、ニアミス、偶発的な事故回避は、Barclays の安全衛生に関する事故報告システムに詳細を記録するため、Barclays に報告するものとします。</p> <p>特に、以下については注意が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 死亡事故、労働災害、休業災害は、最も迅速な方法で直ちに報告する • 医療処置、救急処置が取られた場合、およびニアミスが発生した場合は、事故発生の 24 時間以内に報告する <p>サプライヤーは、Barclays の敷地以外の場所で発生した、自社のスタッフ、下請業者、その他の人（パークレイズ以外のスタッフ）のみに関連する事故についても、すべて調査する責任を負います。サプライヤーの業務実施および/または不作為の結果として Barclays の敷地内で発生した、または Barclays のスタッフが関与した危害または事件は、サプライヤーが Barclays と共に直に対処するものとします。</p> <p>*サプライヤーの従業員が現地の警察当局に報告義務のある事故を起こした場合、Barclays の敷地内で発生した事故について現地の警察当局にかかる事故を報告するのはサプライヤーの責任です。なお、報告の確認書は、Barclays の安全衛生担当にも提出するものとします。</p>	<p>Barclays は、当行の業務により影響を受けるすべての人に配慮する責任を負っており、当社の業務に関連して発生したあらゆる事故を把握しておく必要があります。</p> <p>事故を特定し、効果的に調査することにより、Barclays は同種類の事故を防ぐ措置を講じることができます。</p> <p>事故が発生した場合、サプライヤーは以下の通り Barclays に事故報告書を提出するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 事故の第一報（書面による基本的な報告事項）は、発生から 24 時間以内に行う • 中間報告は、第一報から 5 営業日以内に行う • 最終報告は、事故発生から 10 営業日以内に行う（事故の解決、または調査の完了に必要なその後の措置を含む）
10. 報告	<p>サプライヤーは、業績評価指標を使用して、安全衛生の実施成績を追跡・監視するものとします。</p> <p>サプライヤーは以下の各指標を設定するものとします(網羅的でなくても構いません)。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 先行指標（法定の予防保全(PPM)スケジュールの完了、検査、リスク評価、調査、トレーニング、是正処置の完了など） - 遅れている指標（健康障害、事故（事故およびニアミス等を含む）） <p>すべての指標は、傾向を分析し、引き続き改善を必要とする分野を特定するものとします。成績データの概要は、最低四半期ごとに Barclays の安全衛生に報告するものとします。</p>	<p>健康と安全を確保するため、安全衛生管理の有効性と総合的な安全衛生管理システムの実績は、リスク指標と合意されたマネジメントおよびビジネス情報(MI/BI)の報告ならびに監督基準を通じて測定・監督されます。</p> <p>安全衛生の実施成績を測定することにより Barclays は改善すべき分野を特定し、人に危害を与えるリスクの継続的な低減を目指すことができます。</p>